

幹線道路網（高速道路・直轄国道）の整備

1 現状

県内の高規格幹線道路や直轄国道の幹線道路網の整備は、今年度、松阪多気バイパスが開通し、平成30年度には、新名神高速道路が全線開通予定など着実な整備が図られています。

＜主な事業の進捗状況＞

平成29年3月末時点

| 事業名 | 事業主体 | 全体事業費 | 進捗状況 | 備考 |
|-----------------------|---------------|---------|------|-------------------|
| 新名神高速道路 (新四日市～亀山西) | 中日本高速(株) | 3,300億円 | 約50% | 平成30年度開通 |
| 東海環状自動車道 (北勢～四日市) | 国 中日本高速(株) | 1,300億円 | 約64% | 平成30年度開通 東員～大安 |
| 熊野尾鷲道路(Ⅱ期) | 国 | 260億円 | 約51% | |
| 国道1号北勢BP | 国 | 1,300億円 | 約65% | |
| 国道1号桑名東部拡幅 | 国 | 490億円 | 約37% | |
| 国道23号中勢BP | 国 | 1,900億円 | 約84% | 平成30年度開通 鈴鹿～津 |
| 国道42号松阪多気BP | 国 | 480億円 | 約86% | 平成29年度開通 |

2 取組方針

- ・地域の経済活動（産業・観光）の拡大を支える基盤として、幹線道路網の整備促進を図ります。
- ・大規模地震や激甚化する集中豪雨等による自然災害の脅威に対し、県民の皆さんの安全・安心を確保するため幹線道路網の整備促進を図ります。
- ・鈴鹿四日市道路や近畿自動車道紀勢線の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進します。

3 平成29年度の取組

- ・整備促進を図るため、開通見通しの早期公表や未事業化区間の早期事業化について、関係市町や民間企業、民間団体とも協力しながら、引き続き、国に対し働きかけていきます。

(内容)

シンポジウム、開通式、促進大会等の開催

国への要望活動（市町・企業含む）

- ・今年度、新たに設置した近畿道紀勢線推進プロジェクトチームにより、近畿道紀勢線の用地取得を支援します。

三重県内の主要事業図(道路局)

平成33年秋「三重とわか国体」開催!



凡例

| | |
|-------|-----------------|
| 供用 | 高規格幹線道路 |
| 未供用 | 高規格幹線道路 |
| 供用 | 直轄国道(事業区間) |
| 未供用 | 直轄国道(未事業化区間) |
| 供用 | 直轄国道(管理区間) |
| 未供用 | 直轄国道(管理区間) |
| 供用 | 地域高規格道路 他(事業区間) |
| 未供用 | 地域高規格道路 他(事業区間) |
| 供用 | 県管理道路(事業区間) |
| 未供用 | 県管理道路(事業区間) |
| 供用 | 地域高規格道路(計画路線) |
| 未供用 | 地域高規格道路(計画路線) |
| ○ ○ ○ | 予定路線 |

IC、JCT名には仮称を含む
*1:平成26年度公表
*2:平成27年度公表

①新名神高速道路・東海環状自動車道
(東員町長深地内)



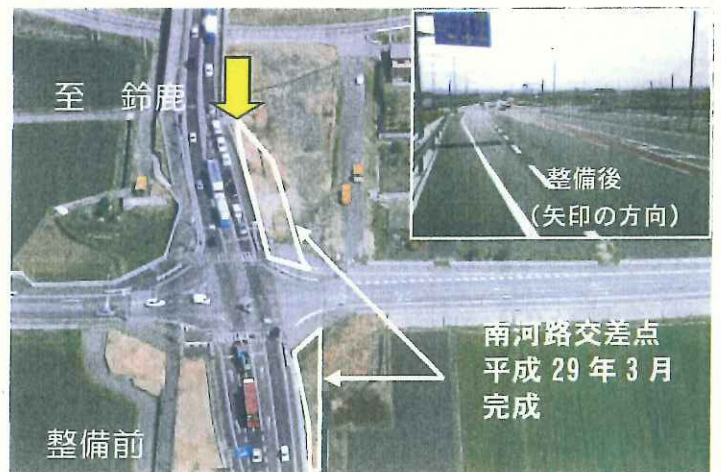
④北勢バイパス (四日市市東坂部町地内)



②東名阪自動車道 (四日市市桜地内)



⑤中勢バイパス (津市南河路地内)



③新宮紀宝道路 (南牟婁郡紀宝町地内)



⑥松阪多気バイパス (松阪市上川町地内)



県管理道路の整備

1 整備概要

(1) 整備方針

県民等の安全性や利便性の向上を目的に、次の4つの方針に基づき、「道路事業計画」を策定し、県管理道路の整備を計画的に推進しています。

- ・ 高規格幹線道路へのアクセスの改善
- ・ 緊急・災害時の復旧・復興に資する道路整備
- ・ 交通円滑化を図る渋滞対策
- ・ 安全・安心・快適な道路環境を確保する道路整備

(2) 整備方法

国の補助事業や交付金事業を最大限に活用するとともに、県単独事業もあわせ整備を進めています。

整備に際しては、県民ニーズにきめ細かに応えるため、バイパス整備や現道拡幅などの抜本整備に加え、待避所の設置など柔軟な対応を織り交ぜながら計画的に整備を推進しています。

| | |
|------|-----------------------|
| 事業種別 | 国補道路改築事業（地域高規格道路） |
| | 社会資本整備総合交付金事業 |
| | 防災・安全交付金事業 |
| | 地方道路整備（改築）事業、県単道路改築事業 |

| | |
|------|-----------------------------|
| 整備手法 | ① バイパス整備や現道拡幅などの改築（抜本的な整備） |
| | ② 視距改良、待避所設置等の部分的な改良（柔軟な対応） |
| | ③ 橋梁耐震対策工事 |

2 平成 28 年度の取組

① 抜本的な整備

国道 422 号八知山拡幅（大台町）、県道桑名大安線（東員町）、県道水郷公園線（桑名市）、県道熊野矢ノ川線（熊野市）など 11 路線の完成供用と国道 260 号南島バイパス（南伊勢町）など 9 路線の部分供用

② 柔軟な対応

国道 422 号栗谷（大台町）など 3 路線の完成供用と県道一志美杉線（津市）など 7 路線の部分供用

③ 橋梁耐震

国道 368 号〔桜橋〕（松阪市）など橋梁 12 橋の耐震化

3 平成 29 年度の取組

「平成 29 年度道路事業計画」に基づき、計画的に整備を進めます。
主な完成供用予定箇所は以下のとおりです。

① 抜本的な整備

国道 167 号鷓方磯部バイパス（志摩市）、国道 422 号三田坂バイパス（伊賀市）等

- ② 柔軟な対応
 県道鈴鹿港線（鈴鹿市）、県道阿曾浦港線（南伊勢町）等の部分拡幅
- ③ 橋梁耐震
 県道水郷公園線〔福吉橋〕（桑名市）等の橋梁耐震化

県道桑名大安線（東員町中上地内）

平成 28 年 7 月 30 日供用開始



念仏大橋南詰交差点(四日市東員線と桑名大安線の交差点)の改良経緯

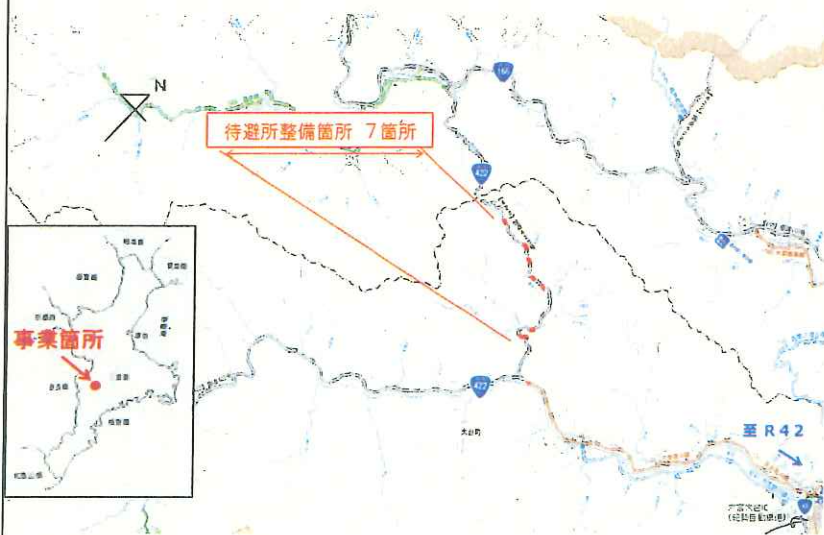


【事業効果（抜本的な整備）】

- ・ 念仏大橋南詰交差点の食い違い交差の解消、念仏大橋の右折車線設置により、渋滞が緩和され、東海環状自動車道東員 IC へのアクセス性が向上しました。

国道 422 号（大台町栗谷地内）

平成 29 年 3 月 24 日待避所 7 箇所完成



【事業効果（柔軟な対応）】

- ・ 大台町栗谷地内の国道 422 号は幅員が狭いため車両の対面通行に支障をきたしていましたが、待避所の整備により、車両の対面通行が可能な箇所が増え、安全性が向上しました。

道路の維持管理

1 道路施設の現状

県管理道路

(H28. 4. 1現在)

| 種 別 | 路線数 | 実 延 長 (km) |
|----------|-----|------------|
| 国道 (県管理) | 20 | 790. 0 |
| 県道 | 308 | 2, 663. 9 |
| 国道・県道計 | 328 | 3, 453. 9 |

主要な道路施設の内訳

(H29. 4. 1現在)

| 種 別 | 橋梁 | トンネル | 横断 歩道橋 | シェッド | 大型 カルバート | 門型 標識等 |
|------------------|------------------|--------------|------------|-----------|-------------|-----------|
| 施設数 | 4, 202 | 128 | 101 | 22 | 35 | 18 |
| うち、建設後50年以上の道路施設 | 1, 540 (約37%) | 22 (約17%) | 1 (約1%) | 0 (0%) | 1 (約3%) | 0 (0%) |

2 老朽化した主要な道路施設の管理手法

- ① 定期点検 (1回/5年) の実施
- ② 長寿命化修繕計画に基づく修繕

3 平成28年度の取組

- ・ 定期点検
橋梁833橋、横断歩道橋27橋、シェッド5基、門型標識6基
- ・ 定期点検結果で修繕が必要となった施設の修繕工事
橋梁16橋、トンネル17本、横断歩道橋16橋
- ・ 研修会の開催による市町職員への技術的サポート (20回開催)
- ・ 住民参加による維持管理(370団体)

4 平成29年度の取組

(1) 継続的な取組

- ・ 定期点検
橋梁816橋、横断歩道橋26橋、トンネル31本、門型標識5基
- ・ 定期点検結果で修繕が必要となった施設の修繕工事
橋梁69橋、トンネル11本、横断歩道橋12橋
- ・ 研修会の開催による市町職員への技術的サポート
- ・ 住民参加による維持管理

(2) 新たな取組

新たな財源確保を目的とした横断歩道橋にかかるネーミングライツの実施

●橋梁修繕 長寿命化修繕計画に基づく対策事例

主桁、高欄の修繕：【(一)水沢本町采女線 小松橋 四日市市貝家町】



老朽化により高欄、主桁のサビが進行



高欄、主桁の塗替えと高欄の部分補修を実施

●三重県道路インフラメンテナンス協議会の研修事例

市町職員の点検技術力の向上を図るため県職員による研修を実施



点検前に、点検のポイントについて説明



桁下より橋台、床版等を点検

●横断歩道橋ネーミングライツのイメージ



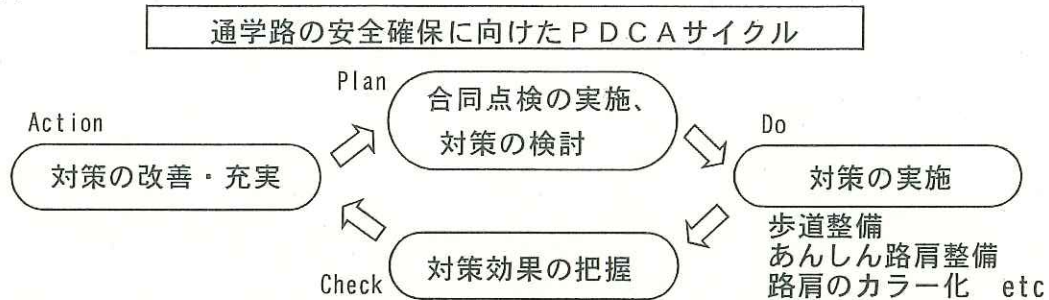
交通安全対策

1 取組方針

- ・ 通学路をはじめとする交通安全対策
- ・ 「事故危険箇所」(平成29年1月国指定)における、公安委員会と道路管理者が連携した集中的な交通事故対策(県管理26箇所)

2 整備手法

- ・ 通学路において、「通学路交通安全プログラム」に基づいた継続的な安全性の確保



- ・ 通学路以外の交通安全対策が必要な箇所の安全性の確保
- ・ 公安委員会と連携した「事故危険箇所」の事故対策の実施

3 平成28年度の取組

- ・ 「通学路交通安全プログラム」に基づく要対策箇所のうち4箇所の歩道整備等が完了
- ・ 通学路以外の交通安全対策は、7箇所の歩道整備等が完了
- ・ 平成25年7月に指定された「事故危険箇所」は、県管理52箇所全てにおいて対策が完了

4 平成29年度の取組

- ・ 「通学路交通安全プログラム」に基づき18箇所の歩道整備等
- ・ 通学路以外の交通安全対策は、24箇所の歩道整備等
- ・ 平成29年1月指定された「事故危険箇所」26箇所について、公安委員会と協議を行い対策内容を決定して、年次計画を策定

●交通安全対策を実施した事例

歩行安全対策事業:【(一)稲生山線 鈴鹿市白子町】

対策前



歩道がなく、歩行者等が危険な状態である

対策後



歩行者等の安全確保を図るため、歩道を整備

河川の整備

1 施設整備

(1) 洪水防止対策

①事業目的と取組方針

局地的な集中豪雨や台風の大規模化に伴う豪雨が増加しており、浸水被害から県民の生命と財産を守るため、河川施設の整備を進めています。

事業効果が大きい河川や水害が頻発するなど緊急性の高い河川について重点的に整備を進めていきます。

②平成29年度の取組

三渡川（松阪市）や三滝川（四日市市）など16河川で河川改修事業を実施します。

(2) 地震・津波対策

①事業目的と取組方針

南海トラフ地震の発生が懸念されている中、大規模地震発生後の津波・高潮等による浸水被害を軽減するため、河川河口部の大型水門や河川堤防の地震・津波対策を進めます。

②平成29年度の取組

鍋田川河川堤防（木曾岬町）や横川水門（津市）など4河川で地震・津波対策を実施します。

2 住民の避難に資する取組

(1) 浸水想定区域の指定

①事業目的と取組方針

平成27年の水防法改正に伴い、想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域図等を作成し、区域等を指定・公表することになりました。

水位周知河川に位置付けた37河川について、平成35年度までに洪水浸水想定区域等を指定・公表します。

②平成29年度の取組

昨年度に着手した8河川で洪水浸水想定区域等を指定・公表するとともに、新たに雲出川で作成に着手します。

(2) 「水防災意識社会」の再構築

①事業目的と取組方針

行政や住民等の各主体が、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」の再構築が必要になっています。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、県、市町等で構成する水防災協議会を県内11の圏域で設置して、減災のための目標を共有し、住民の避難に資する取組などを一体的、総合的に推進していきます。

②平成 29 年度の取組

今年 6 月末までに 8 圏域の水防災協議会を設置し、「各圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」をとりまとめます。

(桑名、四日市、鈴鹿、櫛田川(松阪)、宮川(伊勢)、志摩、尾鷲、熊野)

3 維持管理

管理施設の損傷や老朽化に伴う機能低下などにより、県民生活や経済活動に深刻な影響が生じることがないように、適切な維持管理を行うとともに、河川の適切な利用を確保します。

- ・ 定期的なパトロールや施設点検を行い、修繕の必要性を 3 段階に分類して修繕に取り組みます。

| 点検結果 | | 修繕予定 |
|-------|-----------------|-----------------|
| ランク 1 | 緊急に修繕が必要な箇所 | 翌年度に修繕を実施 |
| ランク 2 | 緊急性は低いが修繕が必要な箇所 | 概ね 3 年を目途に修繕を実施 |
| ランク 3 | 経過観察箇所 | — |

- ・ 河川の適正な利用の確保に関しては、関係法令を遵守した許認可事務に取り組みます。

河川関係法令：河川法、砂利採取法

河川堆積土砂については、洪水時の被害軽減のために、引き続き河川事業や砂利採取制度、災害復旧事業を活用して撤去に取り組みます。

また、その結果については、県のホームページで年 3 回（7 月、12 月、1 月）公表します。

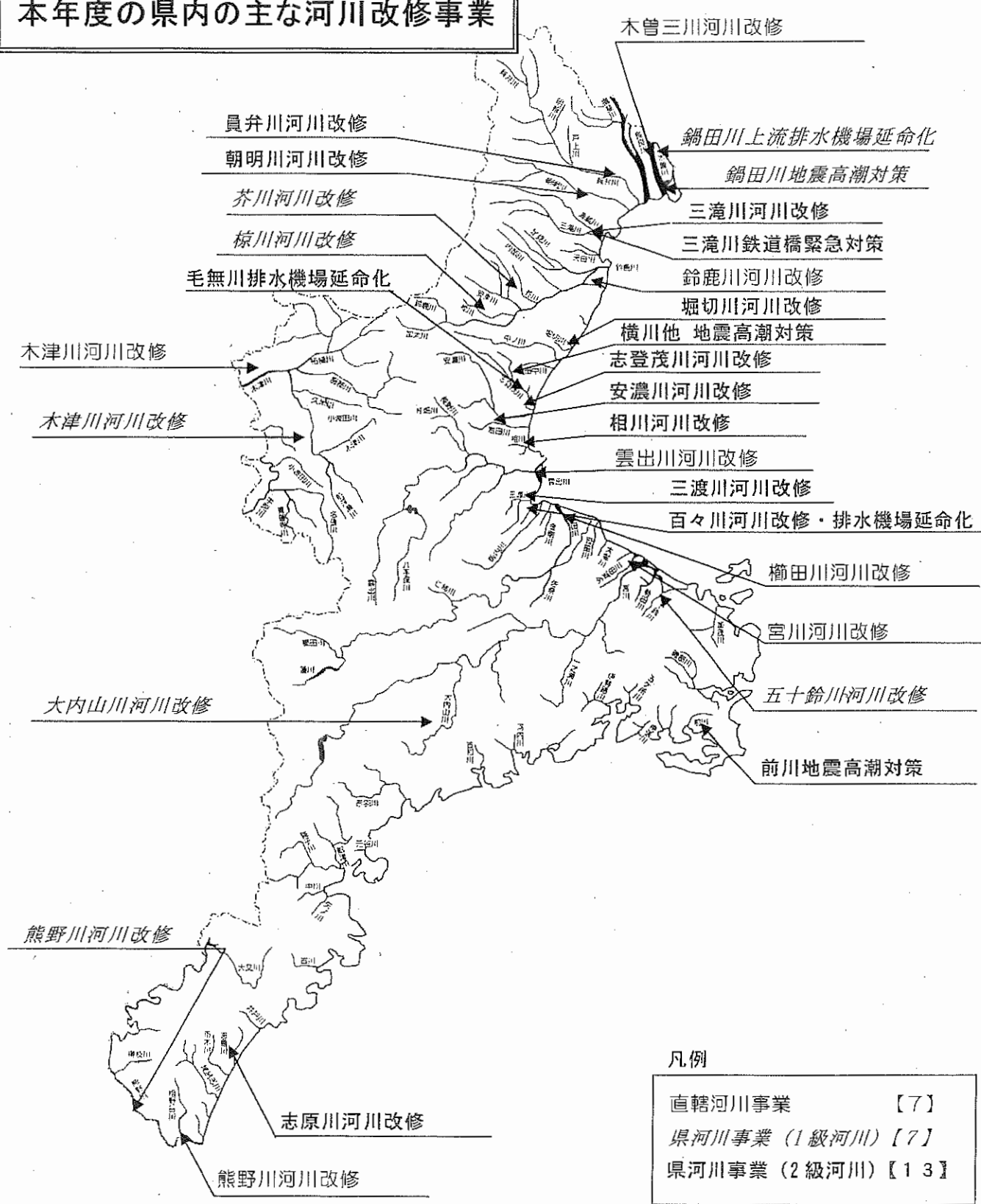
【参考】

平成 29 年 4 月 1 日現在

| | 水系数 | 河川数 | 河川延長 (km) | 国管理 | | 県管理 | |
|------|-----|-----|--------------|-------|--------|-----|--------|
| | | | | 河川数 | 延長(km) | 河川数 | 延長(km) |
| 一級河川 | 7 | 362 | 1751.4 | 37(8) | 233.5 | 354 | 1517.9 |
| 二級河川 | 73 | 192 | 792.0 | - | - | 192 | 792.0 |
| 計 | 80 | 554 | 2543.4 | 37(8) | 233.5 | 546 | 2309.9 |

※()は国管理のみの河川数で内数

本年度の県内の主な河川改修事業



凡例

| | |
|-------------|------|
| 直轄河川事業 | 【7】 |
| 県河川事業（1級河川） | 【7】 |
| 県河川事業（2級河川） | 【13】 |

【堀切川】 河川改修事業による河川の
築堤及び耐震対策（鈴鹿市寺家地）



【鍋田川上流排水機場】排水機場のポンプ
更新（桑名郡木曾岬町加路戸）



【堀坂川】 堆積土砂撤去（松阪市曲町地先）



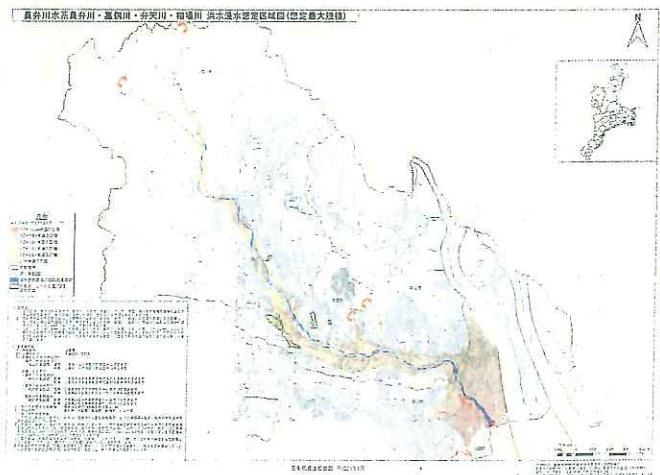
【三渡川】 流下能力向上のための河川改修（橋梁架替）（松阪市六軒町～小津町地先）



河川断面が広がり、流下能力が向上

【洪水浸水想定区域図の例】

県が作成した洪水浸水想定区域図
（員弁川）



砂防・ダムの整備

1 砂防事業

(1) 事業目的と取組方針

豪雨等によるがけ崩れや土石流などの土砂災害から県民の生命、財産を守るための土砂災害防止施設を整備します。特に、自力避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設や、避難所を保全する箇所で重点的に取り組みます。

また、土砂災害により危害を受けるおそれのある箇所を周知し、いち早く避難していただけるよう、土砂災害警戒区域の指定等を実施します。土砂災害防止法に基づく基礎調査は、平成31年度の調査完了に向けて取り組みます。

- ・土砂災害防止施設の整備：通常砂防事業（砂防えん堤工、溪流保全工など）
急傾斜地崩壊対策事業（法面工、擁壁工など）
- ・要配慮者利用施設：病院、老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設など
- ・土砂災害警戒区域の指定等：土砂災害防止法に基づく基礎調査及び区域指定

(2) 平成29年度の実績

| 事業種別 | 実施箇所 |
|------------------------------|--|
| (土砂災害防止施設の整備) | |
| 砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業 | 砂防:33箇所、急傾斜:19箇所 |
| うち、要配慮者利用施設を保全する事業 | 7箇所 薬王寺谷川(松阪市)、阿田和地区(御浜町)など |
| うち、避難所として使われる学校、公共施設等を保全する事業 | 16箇所 宮之谷川(いなべ市)、蓮華寺地区(度会町)など |
| (土砂災害警戒区域の指定等) | |
| 土砂災害防止法に基づく基礎調査 | 平成29年度末において 累計11,550箇所(約71%)の調査実施をめざす |
| 土砂災害警戒区域の指定 | 平成29年度末において 累計10,130箇所(約62%)の指定をめざす |

●通常砂防事業（薬王寺谷川：松阪市）



●急傾斜地崩壊対策事業（阿田和地区：御浜町）



(3) 砂防関係施設の維持管理

管理施設の損傷や劣化等に伴う機能低下により、県民生活に深刻な影響が生じることがないように、施設の点検や修繕を行い、適切な維持管理に取り組みます。

土砂災害を誘発する行為を制限するため、砂防関係法令に基づいて許認可事務を行います。また、土石及び砂利採取に関する採取計画の認可、その他規制等を行い、採取に起因する災害の発生防止に努めます。

- ・砂防関係法令：砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- ・採石等に関する法令：採石法、砂利採取法、三重県土採取規制条例

2 ダム事業

(1) 事業目的と取組方針

県土整備部では、洪水時の河川水位を低下させ下流の浸水被害を軽減することを目的に、3つのダムで洪水調節を行っています。

| 管理者 | 名称 |
|------------|---|
| 三重県（県土整備部） | 宮川ダム（多目的ダム・大台町） 君ヶ野ダム（多目的ダム・津市） 滝川ダム（多目的ダム・伊賀市） |

また、1つのダムを建設中です。

| 管理者 | 名称 |
|------------|----------------------------------|
| 三重県（県土整備部） | 鳥羽河内 ^{こうち} ダム（治水ダム・鳥羽市） |

国土交通省及び独立行政法人水資源機構は、県内で3つの治水ダムを管理しており、県では、ダムからの放流量や貯水位などの情報を得て、県管理河川の状況監視に努めています。

| 管理者 | 名称 |
|----------|-------------------------------------|
| 国土交通省 | 蓮 ^{はちす} ダム（多目的ダム・松阪市） |
| （独）水資源機構 | 青蓮寺 ^{しょうれんじ} ダム（多目的ダム・名張市） |
| | 比奈知 ^{ひなち} ダム（多目的ダム・名張市） |

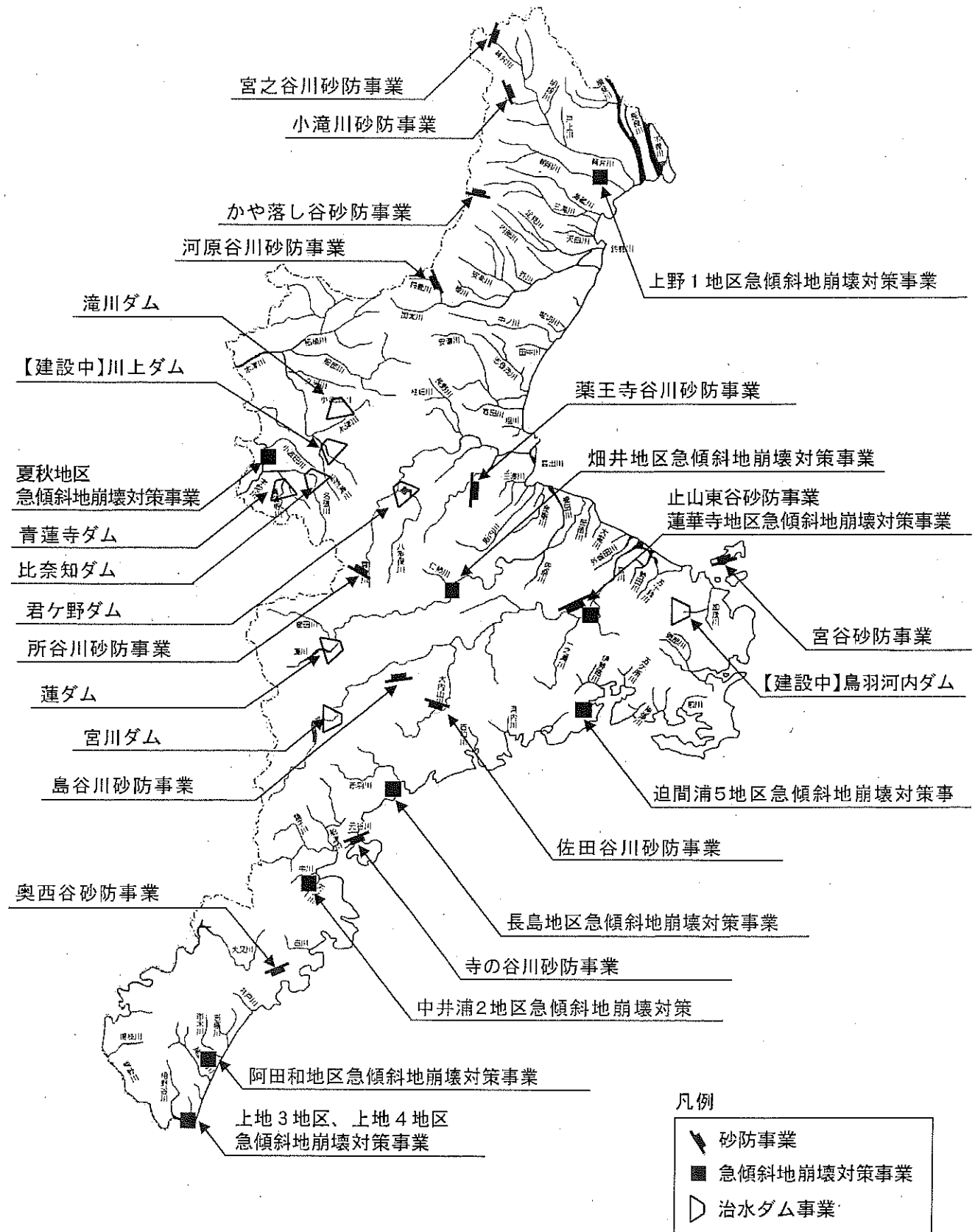
また、1つのダムを建設中です。

| 管理者 | 名称 |
|----------|-----------------|
| （独）水資源機構 | 川上ダム（多目的ダム・伊賀市） |

(2) 平成 29 年度の取組

- ・県土整備部が管理する3つのダムについては、引き続き洪水調節など適切な管理に取り組みます。
- ・鳥羽河内ダムは、平成 40 年度の完成に向けて用地買収を進めていきます。
- ・川上ダムは、本年度から本体工事に着手する予定であり、早期完成を国等に働きかけていきます。

本年度の県内の主な砂防・ダム事業



港湾・海岸の整備

1 港湾事業

(1) 事業目的と取組方針

- ・ 地域の人流・物流ネットワークの拠点としての港湾機能を維持し、県民生活と産業活動を支えます。このため、老朽化が進む岸壁・物揚場・護岸等の施設の更新・修繕や航路・泊地の浚渫に取り組みます。
- ・ 大規模災害発生時において、緊急物資等の海上輸送機能を確保します。このため、臨港道路橋梁の耐震対策に取り組みます。

(2) 平成29年度の取組

- ・ 施設更新：津松阪港（大口地区）の岸壁、宇治山田港（今一色地区）の護岸、津松阪港（新堀地区）の物揚場
- ・ 耐震対策：長島港江ノ浦大橋の橋脚補強
- ・ 航路浚渫：宇治山田港、鵜殿港

2 海岸事業

(1) 事業目的と取組方針

- ・ 堤防背後に住む県民の生命・財産を、津波や高潮・侵食による浸水被害から守ります。
- ・ 三重県は南北に長く、地域により背後地の人口・資産、高潮や津波の高さ、堤防の高さなど施設の状況が異なることから、下記のとおり地域特性に合わせた対策に取り組みます。
 - 県北部・・・地盤が低く地震により堤防が崩壊すると浸水する可能性があることから、地盤の液状化による堤防の沈下や崩壊を防止する地震対策を重点的に実施します。
 - 県中部・・・高潮や高波による越波や海岸の侵食を防止する高潮・侵食対策を重点的に実施します。
 - 県南部・・・大きな津波が短時間で来襲することから、住民の避難時間を少しでも確保できるよう、津波対策として「海岸堤防強靱化対策」を重点的に実施します。

(2) 平成29年度の取組

- ・ 高潮対策：磯津地区海岸、井田地区海岸など10箇所
- ・ 侵食対策：千代崎港原永地区海岸、宇治山田港二見地区海岸
- ・ 耐震対策：長島地区海岸、川越地区海岸など5箇所
- ・ 津波対策(海岸堤防強靱化対策)：宇治山田港二見地区海岸など8箇所

3 港湾・海岸維持管理

管理施設の損傷や老朽化に伴う機能低下などにより、県民生活や経済活動に深刻な影響が生じることがないように、適切な維持管理を行います。

- ・定期的なパトロールや施設点検により、現状把握に努め、点検後の施設については、修繕の必要性を3段階に分類して修繕に取り組みます。

| 点検結果 | | 修繕予定 |
|------|-----------------|---------------|
| ランク1 | 緊急に修繕が必要な箇所 | 翌年度に修繕を実施 |
| ランク2 | 緊急性は低いが修繕が必要な箇所 | 概ね3年を目途に修繕を実施 |
| ランク3 | 経過観察箇所 | — |

- ・港湾・海岸の適切な利用の確保に関しては、関係法令を遵守した許認可事務に取り組みます。

港湾・海岸に関する関係法令・・・港湾法、海岸法

港湾事業

津松阪港(大口地区) 松阪市大口町



海岸事業

県北部(地震対策)・・・長島地区海岸 桑名市長島町



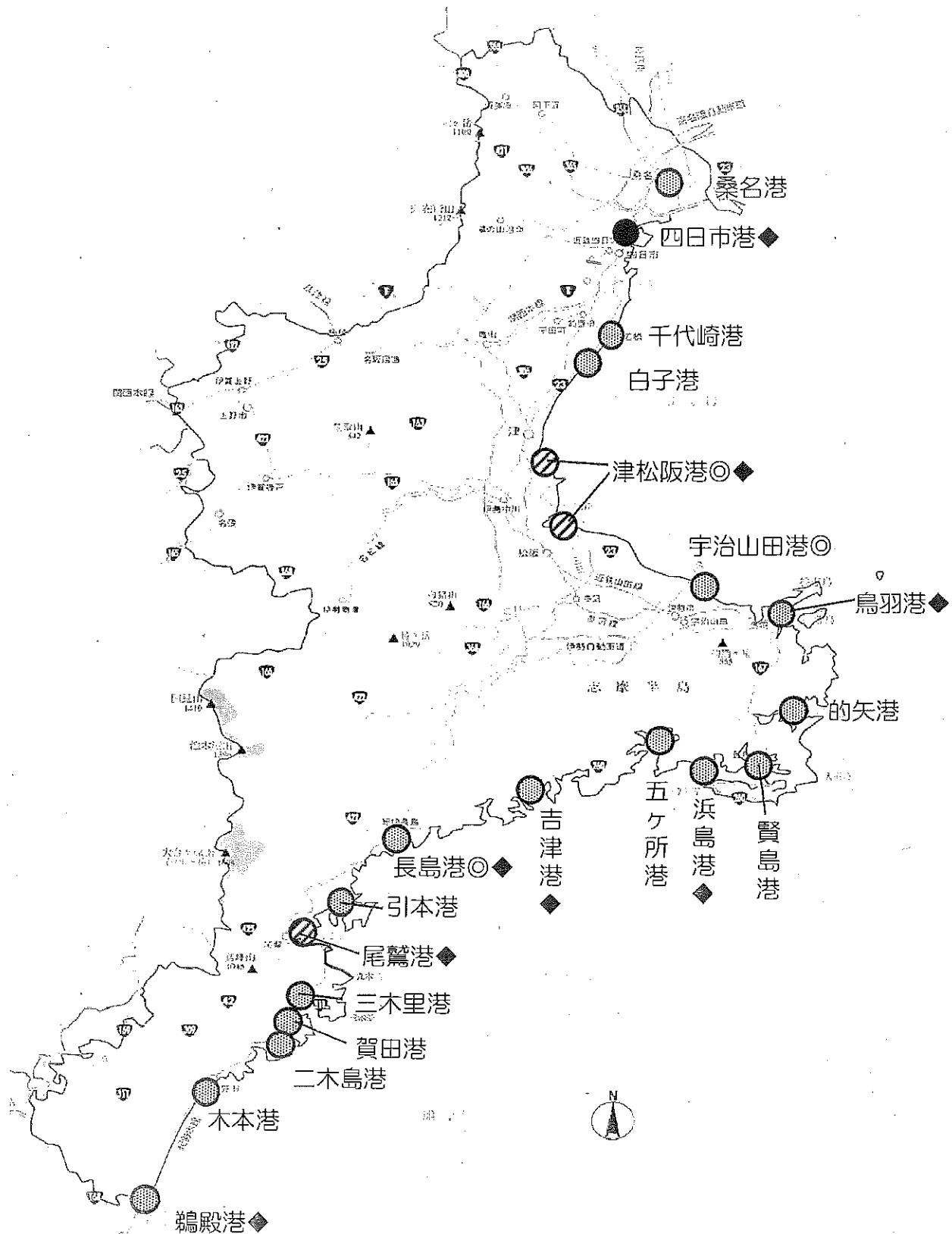
県中部(侵食対策)・・・千代崎港海岸(山中・原永地区) 鈴鹿市中若松町・南若松町



県南部(津波対策)・・・宇治山田港海岸(二見地区) 伊勢市今一色

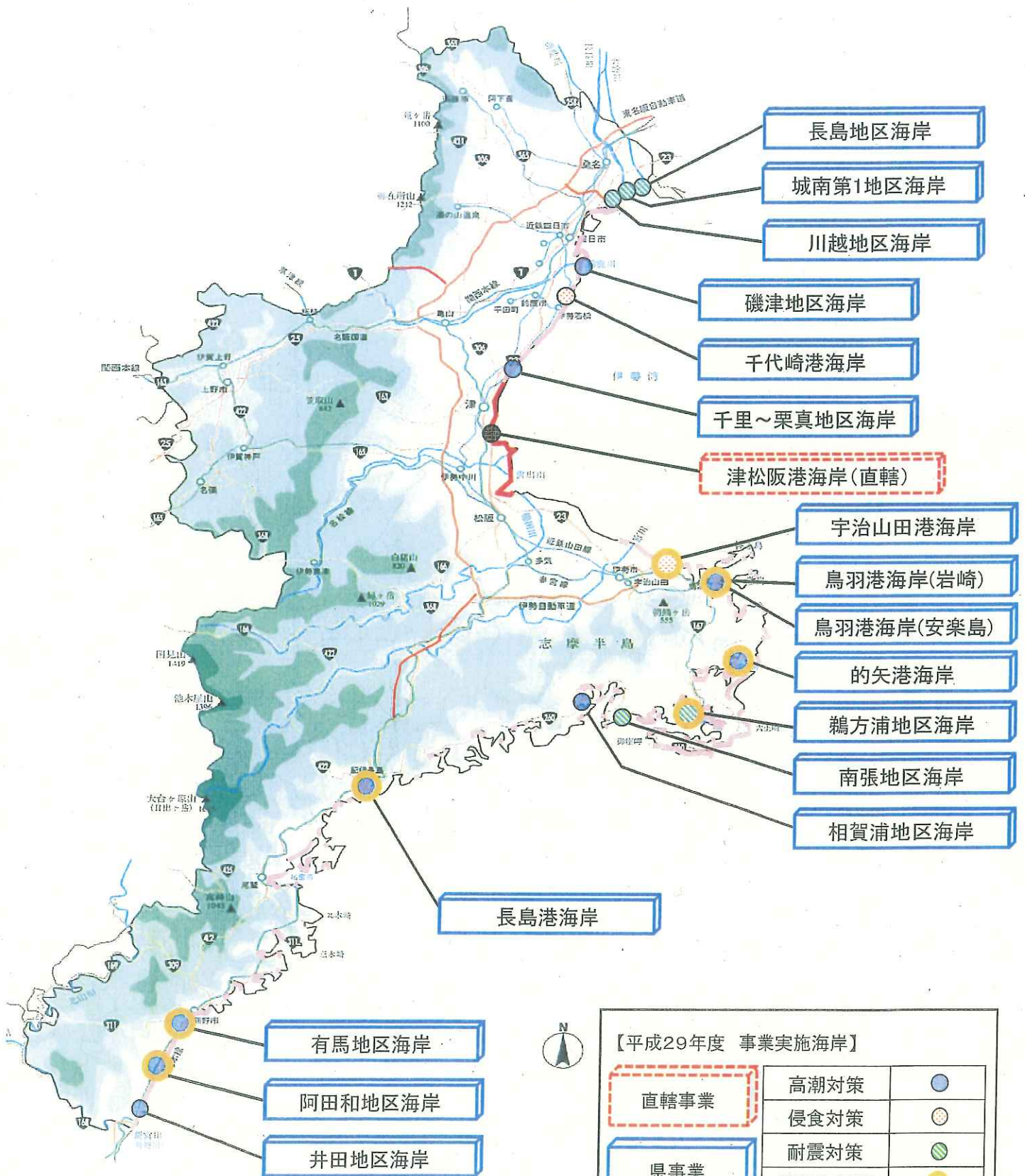


【三重県の港湾】



| | |
|--|--------------|
| | 国際拠点港湾 (1) |
| | 重要港湾 (2) |
| | 地方港湾 (17) |
| | H29事業箇所 |
| | 耐震強化岸壁を有する港湾 |

【三重県の海岸】



長島地区海岸

城南第1地区海岸

川越地区海岸

磯津地区海岸

千代崎港海岸

千里～栗真地区海岸

津松阪港海岸(直轄)

宇治山田港海岸

鳥羽港海岸(岩崎)

鳥羽港海岸(安楽島)

的矢港海岸

鵜方浦地区海岸

南張地区海岸

相賀浦地区海岸

長島港海岸

有馬地区海岸

阿田和地区海岸

井田地区海岸



【平成29年度 事業実施海岸】

| | | |
|------|-------|---|
| 直轄事業 | 高潮対策 | ● |
| | 侵食対策 | ○ |
| 県事業 | 耐震対策 | ● |
| | 強靱化対策 | ○ |

【管理区分】

県土整備部所管海
うち直轄事業区

都市計画及び都市基盤の整備

1 都市計画について

(1) 現 状

都市計画制度を活用し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的に、都市計画区域マスタープラン（24都市計画区域ごとに策定）などにおいて方針や目標等を定め、必要となる都市計画の決定、見直しを行っています。

(2) 取組方針

以下の観点を重視し、市町とともに地域特性に応じた都市づくりを進めます。

- ・人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造の形成
- ・発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害に対応した都市構造の形成
- ・地域経済の活力維持・向上に向けた都市構造の形成

(3) 平成29年度の取組

○圏域マスタープランの策定

生活上の結びつきが強い広域圏（圏域）において、おおむね 20 年後の将来都市像を展望したうえで、都市計画が担うべき課題や都市計画の目標などを示します。

2 都市基盤の整備について

(1) 現 状

- ① 安全で快適な都市生活の確保、災害に強い都市構造の形成をめざし、市街地における街路の整備を実施しています。
- ② 潤いある都市環境を形成するため、6箇所の県営都市公園の整備・管理を行うとともに、利用促進に努めています。
 - ・北勢中央公園（四日市市・いなべ市・菰野町）
 - ・鈴鹿青少年の森（鈴鹿市）
 - ・亀山サンシャインパーク（亀山市）
 - ・県庁前公園（津市）
 - ・大仏山公園（伊勢市・玉城町・明和町）
 - ・熊野灘臨海公園（紀北町）

(2) 取組方針

- ① 街路については、鉄道との立体交差、電線類の地中化、通学路の安全確保など効果の高い事業に注力し整備を進めます。
- ② 都市公園については、指定管理者と連携し、安全管理・利用促進を図るとともに、老朽化が進む都市公園施設の計画的な更新・修繕を実施します。

(3) 平成29年度の取組

① 街路

- ・近鉄川原町駅付近連続立体交差事業（鉄道・道路の立体交差）
- ・松阪公園大口線街路事業（鉄道・道路の立体交差、無電柱化）
- ・伊賀上野橋新都市線街路事業（無電柱化）
- ・外宮度会橋線街路事業（無電柱化） 他

② 都市公園

- ・指定管理者と連携し安全管理を徹底するとともに、新たなイベント開催等により利用促進を図ります。
- ・「公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具等老朽化する公園施設の更新・修繕を実施します。
- ・各指定管理者との契約期間（5年間）が今年度をもって終了することから、次期指定管理者の選定手続きを行います。

街路事業等都市基盤の整備

近鉄川原町駅付近連続立体交差事業（四日市市）
L = 680m（平成28年5月8日高架切替完了）



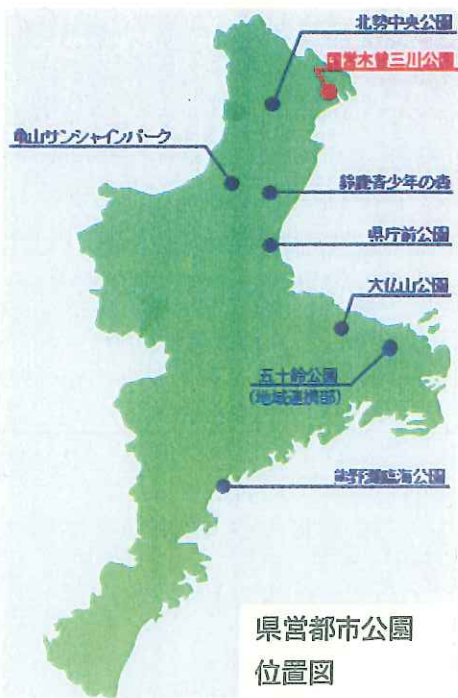
松阪公園大口線街路事業（松阪市）
L = 820m（平成28年3月13日アンダーパス開通）



伊賀上野橋新都市線街路事業（伊賀市）
L = 43m

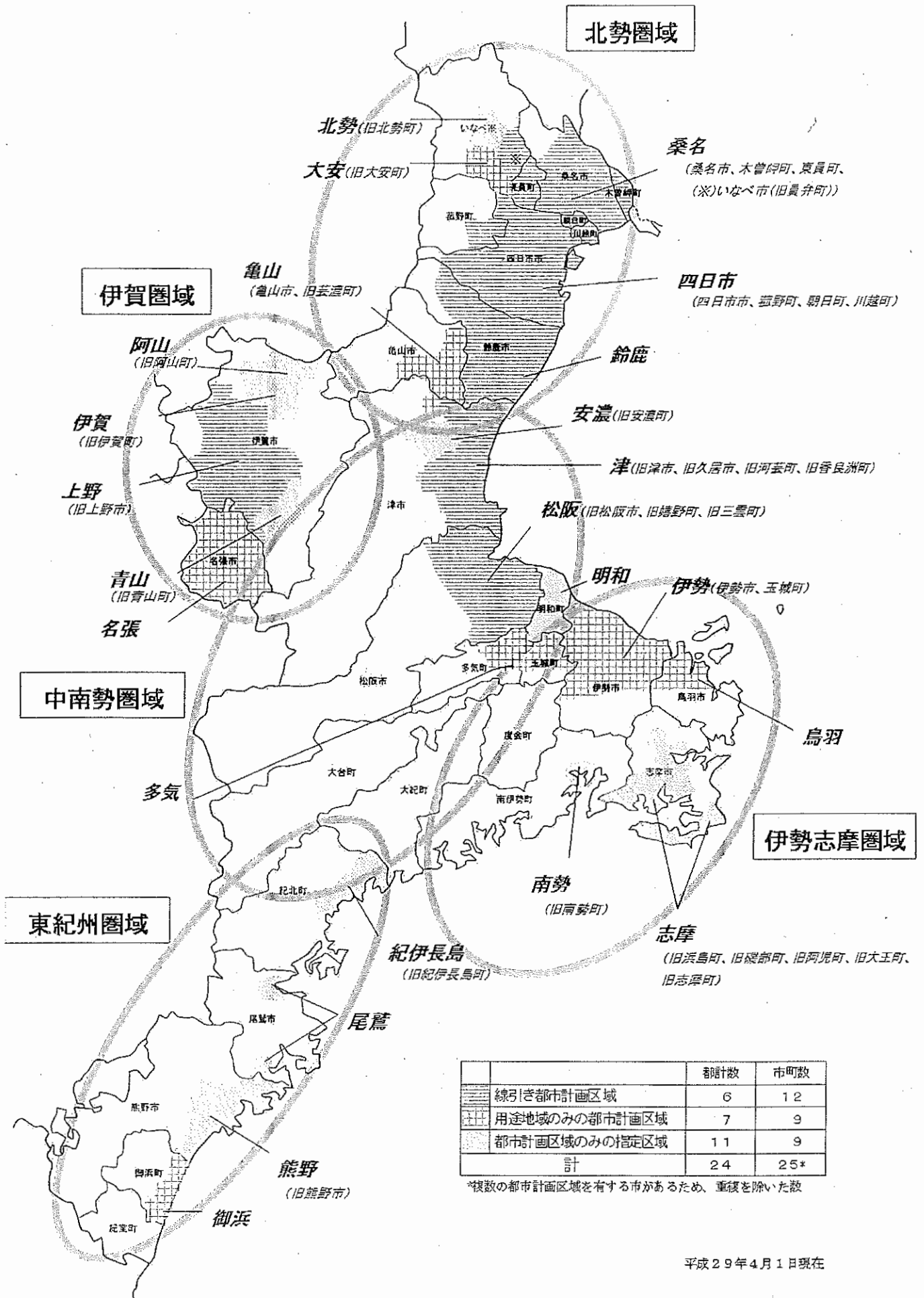


都市公園の整備・管理



鈴鹿青少年の森（鈴鹿市）





平成29年4月1日現在

景観まちづくりの推進

1 良好な景観づくりに向けた取組

(1) 現状

景観法に基づく景観行政団体として、以下の計画に基づき、良好な景観づくりに向けた取組を推進

- ・三重県景観計画（平成20年4月から運用）
- ・熊野川流域景観計画（平成27年4月から運用）

【参考】景観行政団体とは

景観行政を担う主体で、都道府県、政令市、中核市は法定、その他の市町村は都道府県との協議により、景観行政団体になることが可能。

【参考】市町の景観行政団体 9市（平成29年5月1日現在）

桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、志摩市、伊賀市

(2) 取組方針及び平成29年度の取組

① 三重県景観計画等の着実な推進

景観法に基づく届出行為の審査、景観に配慮した公共事業等の調整など

② 市町の景観行政団体への移行の促進

市町が景観行政団体となって実施する事務について、「三重県権限移譲推進方針」に基づく平成29年度重点移譲事務として位置付け、県から市町への移行に向けた働きかけを推進

【参考】国の動き

平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「2020年を目途に、主要な観光地（原則として全国の半数の市区町村）で、景観計画を策定」が明記

2 適正な屋外広告物の設置に向けた取組

(1) 現状

屋外広告物条例に基づく屋外広告物の許可、違反広告物の是正・指導等

【参考】市町へ許可・指導事務を権限移譲 3市1町（平成29年5月1日現在）
鈴鹿市、津市、松阪市、大紀町

(2) 取組方針及び平成29年度の取組

① 屋外広告物条例に基づく屋外広告物対策の推進

違反屋外広告物の是正・指導の推進、広告主等への条例の普及啓発など

② 市町への権限移譲の推進

屋外広告物の許可・指導事務について、「三重県権限移譲推進方針」に基づく平成29年度重点移譲事務として位置付け、県から市町への権限移譲に向けた働きかけを推進

下水道の整備

1 現 状

快適な生活環境と健全な水環境を維持するため、県及び市町では「生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）」に基づき下水道の整備を行っています（【表-1】）。

県は、3流域6処理区において「流域下水道」の整備を進めており（【表-2】）、市町は「公共下水道」として、流域下水道に接続する流域関連公共下水道（15市町）と、市町が独自で汚水を処理する単独公共下水道（11市町）の整備を進めています。

県は、市町と連携を図りながら、下水道の未普及地域の解消を進めています。

【表-1】生活排水処理施設の種類の普及率

| 生活排水処理施設の種類の種類 | 普及率 H27末(%) | 整備完了時(%) |
|----------------|----------------|----------|
| 下水道 | 51.7 | 81.6 |
| 農業集落排水施設 | 5.2 | 4.8 |
| 漁業集落排水施設 | 0.3 | 0.5 |
| コミュニティ・プラント | 0.2 | 0.0 |
| 市町設置型浄化槽 | 1.0 | 2.9 |
| 個人設置型浄化槽 | 24.2 | 10.2 |
| 合計 | 82.6 | 100.0 |

【表-2】流域下水道

| 流域下水道 | 処理区 |
|-------|-----------|
| 北勢沿岸 | 北部 |
| | 南部 |
| 中勢沿岸 | 志登茂川(未供用) |
| | 雲出川左岸 |
| | 松阪 |
| 宮川 | 宮川 |

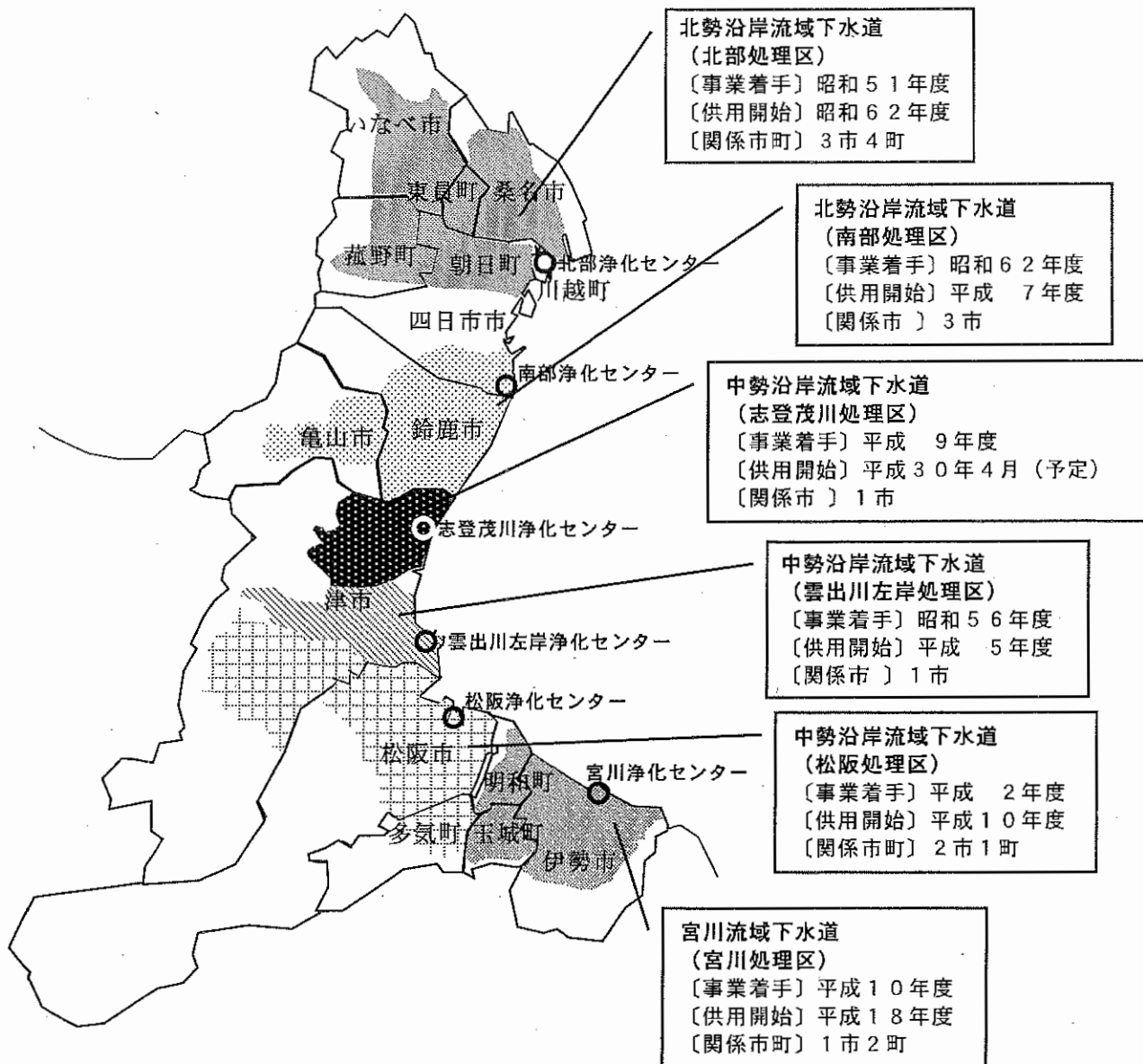
2 取組方針

- (1) 生活排水処理アクションプログラムに基づき、下水道の普及率向上のため、浄化センターの整備と幹線管渠の延伸を進めます。また、津波対策にも取り組みます。
- (2) 平成32年4月から地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用することから、そのための事務を進めます。

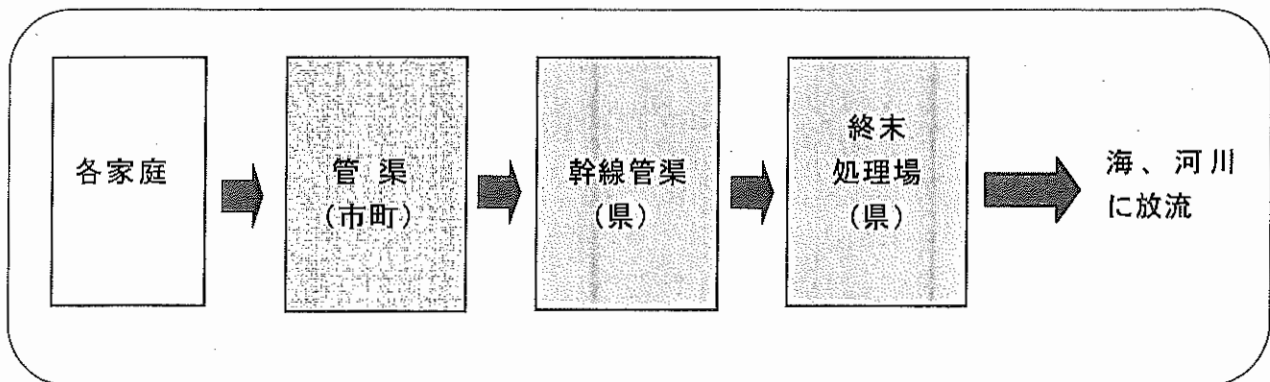
3 平成29年度取組

- (1) 各処理区での主な取組
 - ・ 志登茂川浄化センターの平成30年4月の供用開始に向けた整備
 - ・ 宮川流域下水道（宮川処理区）の伊勢市、明和町地内で幹線管渠の延伸
 - ・ 宮川浄化センターで津波対策を検討
- (2) 地方公営企業法の一部（財務規定等）適用
 - ・ 企業会計システムの構築等

流域下水道計画処理区域図



汚水の流れ (流域下水道)



建築開発行政

1 建築行政

安全で安心な建築物を確保するため、建築基準法に基づき新築等の建築確認申請の審査や完了検査などを行うとともに、不特定多数が利用する特殊建築物に係る定期報告の審査や立入指導などを行っています。

また、円滑な建築行政を推進するため、次の市に権限移譲を行っています。

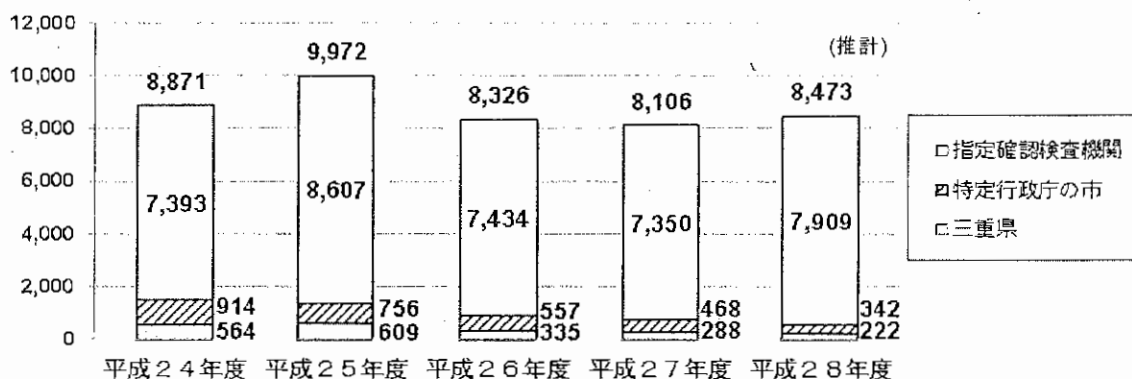
①権限移譲の状況

・ 特定行政庁：桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市

・ 限定特定行政庁（※）：伊賀市、名張市、亀山市

※小規模な建築物に関する建築行政を行う。

②建築確認件数（平成24年度から平成28年度まで）



2 開発行政

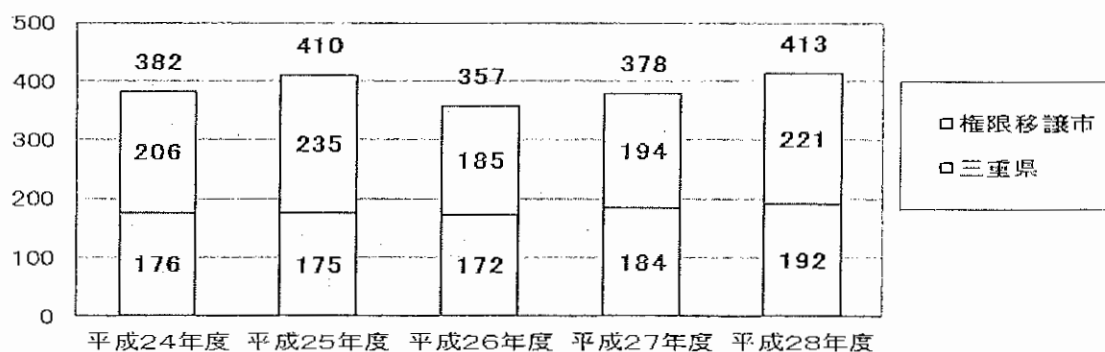
適正な土地利用及び安全な宅地を確保するため、都市計画法及び三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき開発許可申請の審査や完了検査などを行っています。

開発行政においても、次の市に権限移譲を行っています。

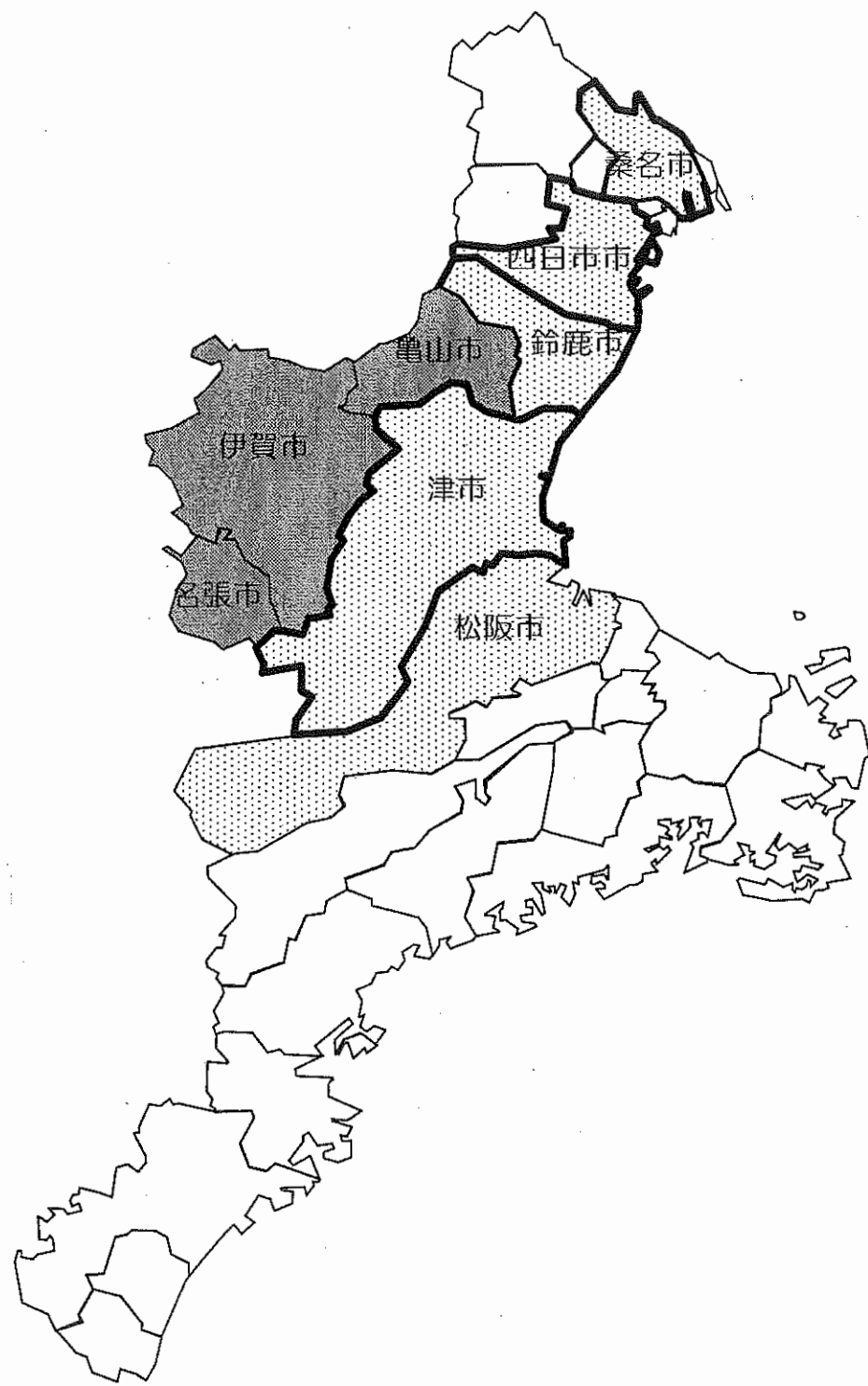
①権限移譲の状況

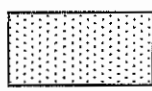


権限移譲市：桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市

②開発許可件数（平成24年度から平成28年度まで）



建築確認・開発許可を行っている市



-  建築確認（全て）を行っている市（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市）
-  建築確認（小規模）を行っている市（伊賀市、名張市、亀山市）
-  開発許可を行っている市（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市）

建築物の耐震対策

1 現 状

県民の生命や財産を守るため、建築物の耐震化の目標や具体的な取組を示す「三重県建築物耐震改修促進計画」に基づき、平成32年度を期限として耐震対策に取り組んでいます。

(1) 住宅の耐震化促進の取組

- ・ 住まいとまちの安全性を確保するため、大地震の際に倒壊の可能性が高い昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建てられた木造住宅の無料耐震診断、耐震改修等を支援しています。

(2) 建築物の耐震化促進の取組

- ・ 建築物の耐震化を促進するため、不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震診断結果を平成29年1月に公表するとともに、耐震改修を支援しています。
- ・ 地震時に、第一次緊急輸送道路を閉塞する恐れのある避難路沿道建築物の耐震診断を義務付けるとともに、耐震診断、耐震改修を支援しています。
- ・ 大規模地震時に防災拠点となる市町の庁舎について、平成29年3月に三重県建築物耐震改修促進計画を改正し、耐震診断の義務付け対象に位置づけました。

2 平成 29 年度の取組

(1) 住宅の耐震化について

- ・ 市町が計画的に耐震化の普及啓発を行えるよう、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定を支援します。
- ・ 旧耐震基準の住宅が集積する地区での重点的な戸別訪問や、耐震診断を済ませた方を対象とする相談会及び防災教育活動等により、引き続き建設事務所、市町及び関係団体と協働し、普及啓発に取り組めます。

(2) 建築物の耐震化について

- ・ 不特定多数の者が利用する大規模建築物等について、市町と連携し早期に耐震化するよう働きかけます。
- ・ 市町が避難路沿道建築物の耐震改修等に補助を行う場合に、県が当該市町を支援する制度を、平成29年度に創設しました。この制度を活用して耐震化が進むよう市町の補助制度の早期創設を促します。

安全で快適な住まいづくりの推進

1 三重県住生活基本計画の推進

1 計画の状況

本県にふさわしい豊かな住生活を育むとともに多様化する居住ニーズに応えることを目的として、平成 29 年 3 月に「三重県住生活基本計画」を改定しました。

2 課題

(1) 大規模災害に対する備え

平成 27 年度末時点で約 12 万戸の住宅が耐震基準を満たしていないことから、南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合に備えた、耐震補強工事の推進

(2) 少子高齢化社会に対応した住まいの環境整備

本県の人口は減少に転じており、本格的な少子高齢社会が到来していることから、こうした社会に対応した住まいの環境整備

(3) 民間の空き家増加への対応

昭和 58 年以降、住宅数が世帯数を上回るなど、民間の空き家が年々増加していることに伴う、空き家の適正な管理などの対策

(4) 住宅確保要配慮者に対する住まいの確保

高齢者を中心として住宅確保要配慮者が年々増加していることに伴う、誰もが安心して暮らせる環境の整備

3 平成 29 年度の実施

(1) 大規模地震に対する備え

- ・住宅耐震化緊急アクションプログラム未策定の市町に対する策定の促進
- ・木造住宅耐震補強補助事業を活用した耐震化の実施を推進

(2) 少子高齢化社会に対応した住まいの環境整備

- ・高齢者向け住宅の供給促進
- ・長期優良住宅の普及促進

(3) 民間の空き家増加への対応

- ・空き家等対策計画の策定を予定している市町に対する支援
- ・空き家除却補助事業や空き家リノベーション補助事業活用による市町の空き家対策の実施を支援

(4) 住宅確保要配慮者に対する住まいの確保

- ・県営住宅の活用
- ・住宅確保要配慮者を積極的に受け入れる民間賃貸住宅「三重県あんしん賃貸住宅」の登録促進

II 県営住宅の管理

1 現状

(1) 入居率等

60 団地 (287 棟、管理戸数 4,059 戸) 中、入居可能戸数は 3,432 戸、そのうち入居中の戸数は 2,605 戸 (入居率 75.9%) となっています (平成 29 年 4 月 1 日現在)。

(2) 維持管理

① 指定管理の現状

平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入しています。

○北勢ブロック : 鈴鹿亀山不動産事業協同組合

○中勢伊賀ブロック : 伊賀南部不動産事業協同組合

○南勢ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体

○東紀州ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体

※いずれも指定期間は平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間

② 維持管理の方針

・新規建設や建替えではなく、既設住宅を最大限活用することとし、既存県営住宅の長寿命化のための外壁改修や高齢者仕様 (バリアフリー化) への住戸改善等

・公営住宅法に定める耐用年限を経過し老朽化した県営住宅については、改善事業は行わず、空き住棟になり次第、除却を進める

(3) 東日本大震災及び熊本地震の被災者を対象に県営住宅の一時提供

3 世帯 5 名の被災者が入居しています (平成 29 年 4 月 1 日現在)。

2 平成 29 年度の取組

(1) 入居者の増加に向けた取組

特定公共賃貸住宅の空き住戸を準公営住宅として募集をすること等による入居者数の増加促進

(2) 維持管理

・引き続き指定管理者による維持管理を行う。

・「三重県公営住宅等長寿命化計画」(平成 23 年度～32 年度)に基づき、外壁や屋上等の改修及び高齢者仕様への住戸改善を計画的に推進

・老朽化した県営住宅の対応として、4 棟の解体工事と次年度以降解体予定の 3 棟の設計

(3) 東日本大震災及び熊本地震の被災者を対象に県営住宅の一時提供

現在入居している被災者については、それぞれの意向を踏まえ適切に対応するとともに、新たに被災者から県営住宅への一時入居申込みがあれば引き続き対応していきます。

三重県 県営住宅位置図

(平成29年4月1日現在)

| 団地名 | 所在地 | 管理戸数 |
|----------------|-----|------|
| 桑名市 森忠 | 森忠 | 23 |
| 川成 | 矢田 | 56 |
| 桑名建設事務所管内(2団地) | | 79 |

| 団地名 | 所在地 | 管理戸数 |
|----------------|--------|------|
| 鈴鹿市 高岡山杜の郷 | 高岡台4丁目 | 135 |
| 十宮 | 十宮4丁目 | 25 |
| 桜島 | 桜島5丁目 | 200 |
| 龜山市 鹿島 | 北鹿島町 | 16 |
| 鈴鹿建設事務所管内(4団地) | | 376 |

| 団地名 | 所在地 | 管理戸数 |
|-----------------|--------|------|
| 菟野町 大羽根 | 大羽根 | 10 |
| 川越町 豊田一色 | 豊田一色 | 34 |
| 四日市市 高見ヒルズ | 市場町 | 60 |
| あこず | 赤水町 | 166 |
| 河原田 | 河原田町 | 72 |
| 高花平 | 高花平5丁目 | 24 |
| 笹川 | 笹川9丁目 | 386 |
| 笹川第2 | 笹川3丁目 | 88 |
| 泊山 | 泊村 | 6 |
| 四日市建設事務所管内(9団地) | | 826 |

| 団地名 | 所在地 | 管理戸数 |
|----------------|---------|------|
| 伊賀市 依那具 | 依那具 | 16 |
| 力一サ上野 | ゆめが丘2丁目 | 80 |
| 荒木 | 荒木 | 113 |
| 清水ヶ谷 | 緑ヶ丘中町 | 8 |
| 服部 | 服部町向上川原 | 56 |
| 木根 | 長田寺寺垣内 | 8 |
| 名張市 蔵持 | 蔵持芝出 | 24 |
| 伊賀建設事務所管内(7団地) | | 305 |

| 団地名 | 所在地 | 管理戸数 |
|------------------------|--------|---------|
| 津市 千里 | 千里ヶ丘 | 502 |
| サンシャイン千里 | 千里ヶ丘 | 96(4) |
| 白塚 | 白塚町白池 | 200 |
| 一身田 | 一身田町 | 388 |
| 江戸橋 | 江戸橋2丁目 | 108 |
| 島崎 | 島崎町 | 24 |
| パールハイツ西丸之内 | 西丸之内 | 34 |
| 神戸 | 神戸 | 88 |
| 船頭町 | 船頭町 | 60 |
| 半田 | 半田高松 | 26 |
| 結城 | 大字津興 | 120 |
| 野村 | 久居野村町 | 10 |
| 新町 | 久居新町 | 48 |
| ミレニ北口 | 久居北口町 | 24 |
| 津建設事務所管内(特公賃は外数)(14団地) | | 1728(4) |

| 団地名 | 所在地 | 管理戸数 |
|------------------------|---------|--------|
| 松阪市 エスベラント末広 | 末広町2丁目 | 67(3) |
| 大黒田 | 五月町 | 48 |
| 粥田 | 田村町をこそ | 88 |
| 五反田 | 五反田町2丁目 | 40 |
| 宝塚 | 宝塚町 | 28 |
| 上川 | 上川新田 | 44 |
| 上川第2 | 上川盛り立ち | 88 |
| 和屋 | 和屋町字鏡田 | 56 |
| 松阪建設事務所管内(特公賃は外数)(8団地) | | 459(3) |

| 団地名 | 所在地 | 管理戸数 |
|----------------|------|------|
| 鳥羽市 安楽島 | 安楽島町 | 8 |
| 望神 | 望神 | 6 |
| 志摩建設事務所管内(2団地) | | 14 |

| 団地名 | 所在地 | 管理戸数 |
|----------------|--------|------|
| 尾鷲市 泉 | 中井浦字泉 | 16 |
| 堀ノ内 | 南浦小川西町 | 6 |
| 古江 | 古江町富の浜 | 16 |
| 尾鷲建設事務所管内(3団地) | | 38 |

| 団地名 | 所在地 | 管理戸数 |
|----------------|--------|------|
| 伊勢市 城田 | 栗野町 | 31 |
| 辻久留 | 辻久留3丁目 | 20 |
| 清水谷 | 辻久留3丁目 | 16 |
| 旭 | 旭町 | 20 |
| 西豊浜 | 西豊浜町 | 24 |
| 五十鈴川 | 二見町西 | 24 |
| 伊勢建設事務所管内(6団地) | | 135 |

| 団地名 | 所在地 | 管理戸数 |
|----------------|---------|------|
| 熊野市 井戸 | 井戸町字栗須 | 16 |
| 井土 | 井戸町字井之上 | 16 |
| 有馬 | 有馬町 | 8 |
| 久生屋 | 久生屋字姥前 | 16 |
| 御浜町 オレンジハイツ御浜 | 下市木 | 36 |
| 熊野建設事務所管内(5団地) | | 92 |

| ※特定公共賃貸住宅(県営住宅に併置) | | |
|--------------------|-----------|------|
| 住宅名 | 所在地 | 管理戸数 |
| サンシャイン千里 | 津市河芸町千里ヶ丘 | 4 |
| エスベラント末広 | 松阪市末広町2丁目 | 3 |
| 特公賃計 | | 7 |

| | 管理戸数合計 | 団地数合計 |
|----------|--------|-------|
| 県営住宅 | 4052 | 60 |
| 特定公共賃貸住宅 | 7 | |
| 合計 | 4059 | 60 |

工事検査

1 検査の目的

三重県が発注した工事が完成し、その代価を支払う際には、契約どおりに工事目的物が完成しているか確認する必要があります(地方自治法第234条の2)。そのため、工事完成後、又は必要に応じて施工途中に工事検査を実施します。

2 検査の対象

工事検査は、副知事を本部長とする「公共事業総合推進本部」の所掌事務として、中立・公正な立場で、農林水産部・県土整備部等の知事部局、企業庁、病院事業庁及び教育委員会が所管する全ての建設工事及び測量・調査・設計業務を対象に行います。

3 検査の種類

工事検査の種類は次のとおりです。

(1) 完成検査

工事の完成を確認するための検査です。

(2) 出来高部分検査

工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合などにおいて、その出来高を確認するための検査です。

(3) 中間検査

工事の完成時には確認できなくなる部分等について、工事の施工途中で、施工済部分を確認する必要がある場合に行う検査です。

4 実施方法

工事検査は、次の3つの方法により、三重県建設工事検査規則に基づいて実施しています。

(1) 委託検査

現地で行う実地検査を外部委託し、完成認定を県が行う検査です。

実地検査については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき公共工事発注者支援機関として認定された公益財団法人三重県建設技術センターへ業務委託しています。実地検査員としての資格を有する同センター職員が、施工状況や工事目的物の出来形・品質などの確認を行い、その後、県の工事検査担当職員が、この実地検査報告を精査し、工事の完成認定を行います。

(2) 直営検査

工事検査担当の職員が直接行う検査です。

電気機械設備・営繕工事等は、年間の検査件数も少ないことから、県が直接検査を行います。

(3) 臨時検査員検査

工事検査担当職員以外の職員から任命した臨時検査員が行う検査です。

工事検査が同日に多数重なり、委託検査で対応できない場合に行います。

なお、検査対象工事に関係する課以外の職員が検査を行い、公正性を確保しています。

5 検査実績

(単位：件)

| | 委託検査 | 直営検査 | 臨時検査員 検査 | 合計 |
|----------|-------|------|-------------|-------|
| 平成 26 年度 | 3,124 | 306 | 704 | 4,134 |
| 平成 27 年度 | 2,759 | 409 | 400 | 3,568 |
| 平成 28 年度 | 2,530 | 292 | 369 | 3,191 |